

えん罪被害者の救済を阻むな！

政府の再審法改正案は「逆行」
——検察の抗告全面禁止、すべての証拠の開示こそ不可欠
5・29熊本から「狭山再審」の声を国会へ



【熊本】5月29日(木)18時30分から、熊本市中央区の辛島公園において「狭山再審要求熊本県民集会」が開催される。SNS上の深刻な部落差別や、社会に根強く残る差別意識を克服し、人権が尊重される社会を築くための重要な闘いだ。

現在、国会では刑事事件の再審制度(裁判のやり直し)を見直す刑事訴訟法改正案をめぐり、激しい議論が交わされている。政府が5月15日に閣議決定した法案は、長年えん罪被害者を苦しめてきた制度の壁を温存・強化するものであり、えん罪被害者の早期救済に逆行するものと言わざるを得ない。

■ 政府案の「二つの欺瞞」を暴く

政府法案には、市民の「知る権利」を侵害し、裁判の長期化を容認する重大な問題点が二つある。

第1の問題: 検察の不服申し立て(抗告)の「原則禁止」に隠された抜け穴

法案の本則に「原則禁止」と明記されたことは一歩前進に見えるが、同時に「十分な根拠」があれば抗告を認める例外規定が残された。2024年に再審無罪を勝ち取った袴田巖さんの事例が示す通り、検察の引き延ばしは高齢のえん罪被害者にとって致命的な時間的猶予を奪う。例外規定を残せば「原則禁止」は空文化する。

第2の問題: 証拠開示の制限と「目的外使用」への罰則

政府案は証拠開示の範囲を狭めるだけでなく、手続き以外での証拠公開(報道や支援者との共有)を一律に禁止し違反者には「1年以下の拘禁刑か50万円以下の罰金」を科すとしている。袴田事件では、開示された「血染めの衣類」のカラー写真が社会に共有されたことで証拠の矛盾が暴かれた。この共有を禁じることは、新たなえん罪の隠蔽に等しい。

これに対し、社民党が加わる野党側は、検察の抗告を全面的に禁止し、すべての証拠の開示とえん罪被害の回復を支援する抜本的な法改正案(野党案)を支持し、国会での闘いを続けている。

